

平成 25 年 10 月 7 日

自由民主党 北海道支部連合会
会 長 伊 東 良 孝 様
政調会長 大 谷 亨 様
自民党・道民会議北海道議会議員会
会 長 布 川 義 治 様

北海道ビルメンテナンス政治連盟
理 事 長 逸 見 龍 馬

ビルメンテナンス業務等に係る要望について

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、ビルメンテナンス業界並びに当政治連盟に対し、ご指導ご支援を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

(一社)北海道ビルメンテナンス協会は、当業界で働く従業員たちの生活を守るため、雇用を維持し、労働環境や労働条件の向上を目指して、北海道労道局には最低賃金等の労働関係法令に関し、また、国の出先機関、北海道及び札幌市等に対しては、入札制度の改善などについて要望を続けております。

これらの趣旨をご賢察いただき、ご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 25 年度 自民党道連「団体政策懇談会」への要望

1 労働関係法令の発注者責任の法令化について

現在、首相の方針に基づき、賃金の引上げを検討されておりますが、人件費が生産費の 80%以上を占めるビルメン業界では、最低賃金の改正とそれに伴い増加する年金や社会保険等の法定福利費等の経費を含めた財源の確保にすら苦慮しており、企業の存在すら危ぶまれる死活問題であります。

私達がユーザー(発注者)に対して提供できるのは、形のない目に見えない労働で、労働は商品ではないので、絶対的必要経費である直接人件費や法定福利費などを、契約金に反映させることの理解が得られにくくなっております。

また、契約金は、ユーザーにとっては「安心して過ごすことのできる快適な環境」を維持・確保するためのコストであることから、経済状況が悪化すればするほど削減が進められ、そこには、快適な環境の維持・確保のために働く人たちの賃金や安全などの労働環境については、考慮されにくい状況にあります。

このため、約 15 年間続いているデフレ経済で、官民間問わず建築物保全業務に係る委託契約の低価格化が続いてきました。

各企業は、これまであらゆる資金繰りを行って凌いできましたが、これからも経営を維持し雇用を守るためには、累積したマイナスの解消も進めなければならず、従業員一人ひとりの労働時間を保険適用以内にまで短縮し対応せざるを得なく、労働者の所得は、かえって減少することになると思われます。

実際に、業界における従業員の構成は、正規社員は 5%以下で、時間給対象の非正規社員のうち常勤雇用者は平成 20 年ころまでは 40～42%でありましたが、平成 24 年には 35.5%まで減少し、それに伴いパートが大幅に増加しています。

建築物保全業務などの役務サービス契約を締結する場合には、「発注者も最低賃金および法定福利費等の負担に対する保証責任を負うこととする」労働関係法令の改正を、北海道議会として厚生労働省の労働政策審議会への働きかけをお願いいたします。

あわせて、消費税の引き上げ分も適正に負担されるようご配慮願います。

現行の最低賃金法をはじめとする労働関係法令は、役務サービスのユーザー＝雇用者であった時代の昭和 22 年に制定された労働基本法に基づくものであり、ユーザーから業務の委託を受け、役務サービスを提供する業態の産業が一般的に広く認知されるようになった現在でも、官公庁を含む委託業務発注者には、最低賃金、年金、社会保険および健康診断費用などの法定福利費等の公的負担が可能な契約金額の保証責任すら求めています。

2 入札制度の改善について

公正・公平な入札の実施のため、会員企業に対して入札に関する実態調査を実施し、これらの結果を踏まえて、国(財務局、労働局、開発局)、道、札幌市等に対し、翌年度に向けての要望を行っております。

また、独立行政法人や各機関の出資する団体等に対しても、改善を指導するようお願いしております。

(1) 国の実施する入札制度

建築物保全業務は役務業務であるため、国の施設における入札では、最低制限価格が設定されておりません。

このため、労働局所管の施設でも最低賃金の支払いさえ困難と思われる極端な低価格入札が横行し、サービスの品質も年々低下し続けております。

建築物保全業務は、役務業務とはいっても現場で直接業務に携わる従業員を雇用する形態は、土木や建設業務と同様であります。

国土交通省の「地域の建設産業および入札制度のあり方検討会議」において『予算決算および会計令』の改正も含め入札制度についての検討が行われておりますが、建築物保全業務においても、最低制限価格の設定が出来るようご検討いただきたくお願いいたします。

(2) 北海道の実施する入札制度

予定価格の積算および最低制限価格の決定方法などが、振興局及び振興局の保健環境部、教育庁、北海道警察等の施設における事例に周知いただいている方法が異なると思われるケースが指摘されており、さらに、落札したものの資格要件の不備や履行能力の欠如あるいは要員の確保ができないため履行直前に辞退したケース等、再入札となった事例も指摘されております。

これらの結果を踏まえ、①予定価格の積算周知徹底と仕様内容および作業品質の明確化 ②最低制限価格等について ③不良不適格業者の参加抑制のため、履行要件および参加要件の厳格適用 ④提供サービスの品質向上のため、厳格な検査・評価の実施 ⑤反社会的勢力等の参加抑止のため、指名競争入札の実施と WTO の対象の見直しについて ⑥サービス品質の向上と雇用安定化のための契約金額の見直しを前提とした複数年契約等の検討をお願いしております。

(3) 最低賃金改正に伴う契約の見直しについて

最低賃金は毎年 10 月ころに改定されますが、建築物保全業務は 2～3 月に入札が行われ、契約期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までが大半です。

このため、入札時は前年度の最低賃金を基礎としていますが、10 月以降は改定後の最低賃金とそれに伴う法定福利費の上昇分の確保に苦慮しております。

北海道の最低賃金審議会から「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金の履行確保に支障が生じることが無いように、発注時及び最低賃金改定時には特段の配慮を要望する。」との付帯意見を付けていただきましたが、年度途中での料金の見直しには応じていただいております。

最低賃金が改定された場合には、その上昇率に合わせて契約金額を見直しする制度についてもご検討いただきますようお願いいたします。

3 清掃業務の WTO の対象業務からの除外について

原子力発電施設の作業員を対象とした身元調査などを含め、日本は先進国の中でも最もテロ対策が遅れていることが指摘されております。

施設警備業務においては、テロの対象となるおそれのある公共施設や交通拠点、ライフラインなど重要施設におけるより高度な『安全と安心』確保のため、検定資格者の配置が義務付けされようとしています。

しかしながら、警備の品質を高めたとしても、警備員の立ち入らない場所やトイレの中など入りにくいエリアが存在します。

どこにでも出入することが可能で、ゴミ箱の中や作業を通じてこれらの安全を確認できるのは清掃員だけです。

WTO の対象となる公共施設は大規模であり、テロの対象となった場合には不特定多数の人たちが巻き込まれるおそれがあり、行政機能も長期にわたって阻害されることから、多大かつ広範な被害が想定されます。

『安全と安心』確保のため、建築物保全業務の日常的清掃は、WTO の適用を除外できる業務とするよう運用基準の見直しの検討をお願いいたします。